

知立市管理不全空家等及び
特定空家等判断基準

平成30年4月制定

令和8年4月改定

知立市

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行があるなか、指導が必要な空家等が継続的に増加している。特に早急に改善を図る必要があるような、周辺に著しい悪影響、危険等をもたらす空家等については、法第2条第2項に規定する特定空家等として取り扱い、またそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等については、法第13条第1項に規定する管理不全空家等として取り扱い改善指導を徹底していく必要がある。

本基準は、法第2条第2項に規定する特定空家等、及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等の判断を行うため、平成30年3月策定の「知立市空家等対策計画」に記載している「4-4 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 (2) 特定空家等に対する措置 ア. 法に基づく措置の実行 ②特定空家等の判断基準」に説明する具体的な基準として定めたものに、管理不全空家等の判断基準を加えたものである。

2 基本的な考え方（対応方針）

空家等の管理については、法第3条にも規定されているように、所有者等にその責務があるため、本市では、適切な管理がなされていない空家等については、その所有者等に対し法第12条の規定に基づき、情報の提供や助言等を行い、自主的な改善を促す。しかしながら、改善が図られず、本基準に基づき、特定空家等又は管理不全空家等として認定したものについて、特定空家等は、法第22条に基づき助言又は指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行っていく、管理不全空家等は、法第13条に基づき指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行っていく。それでもなお改善が図られない特定空家等で、特に必要があると認めるときは、法第22条に基づく命令、代執行による是正措置を行う。

また、同条に基づく行政指導や是正措置については、所有者等の財産権の制約を伴う行為が含まれることから、慎重に手続を進めるものとし、特定空家等又は管理不全空家等の所有者等が不明であること、相続人がいないことなどにより、必要な措置を取ることができない場合には、略式代執行や、不在者財産管理人選任の申立、相続財産管理人選任の申立など法的手続きによる対応を検討する。

なお、本基準を定めるにあたって、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）※出典：国土交通省（令和5年12月13日改正）」を参考とする。

3 判断基準

特定空家等又は管理不全空家等における認定は、下記1項から5項について空家部局にて実施し、特定空家等又は管理不全空家等と判断したものを、各関係部局から構成される知立市空家等対策部会にて検討を行い、法第8条の規定に基づき設置する知立市空家等対策協議会の意見を参考に市長が認定する。

1 特定空家等又は管理不全空家等の判断に際して、法第2条第2項に規定する状態（下記（イ）～（ニ））であるか否か、又はそのまま放置すればこれらの各状態に該

当することとなるおそれがあるか否かを判断（一次判定）するとともに、当該空家等における周辺の生活環境に及ぼし得る又は及ぼす影響の程度について考慮（二次判定）するものとする。

（イ）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

（ロ）そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

（ハ）適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

（ニ）その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 一次判定とは上記（イ）から（ニ）の状態について、下記「基準第1号」「基準第2号」「基準第3号」「基準第4号」「別表1」に分け、基準化したものに対して判断するものである。

3 二次判定とは、周辺の生活環境に及ぼし得る又は及ぼす影響の程度を判断するものであり、下記「別表2」の項目を考慮して判断する。

4 特定空家等の判断基準として以下いずれかに該当したものとする。

（1）下記「基準第1号」から「基準第4号」までに掲げる特定空家等の状態の例に該当（一次判定）し、かつ「別表2」に該当（二次判定）した空家等。

（2）木造住宅においては、一次判定において前号によるもののほか「別表1」による評定（一次判定）を行い、その点数の合計が100点以上となった空家等で、かつ「別表2」に該当（二次判定）した空家等。

5 管理不全空家等の判断基準として以下いずれかに該当したものとする。

（1）下記「基準第1号」から「基準第4号」までに掲げる管理不全空家等の状態の例に該当（一次判定）し、かつ「別表2」に該当（二次判定）した空家等で、法第12条に基づく任意の指導により、改善が見込まれないと判断される空家等。

（2）木造住宅においては、前号によるもののほか、「別表1」による評点（一次判定）を行い、その点数の合計が100点未満となり、かつ「別表2」に該当（二次判定）した空家等で、法第12条に基づく任意の指導により、改善が見込まれないと判断される空家等。

4 補足

空家等の内、法においては、1項に掲げる（イ）から（ニ）のいずれかの状態であるもの、そのまま放置すれば、これらの状態に該当することとなるおそれがあるもの

と認められるものを、特定空家等、管理不全空家等とされており、ガイドラインにおいて、これらに対する措置を講じる際の判断基準として、周辺的生活環境に及ぼし得る又は及ぼす影響の程度を考慮するよう記載されている。

本市では、これら措置を講じることで、実効性があるものと判断し、措置を講じる際の判断基準として二次判定を位置付け、一次判定及び二次判定を同時にすることで、早急な対応を可能とする。

なお、ガイドラインでは措置の判断の参考となる基準の内に、「危険等の切迫性」があるが、空家等において、「危険等の切迫性」が確認出来る場合は、空家等の処置に緊急性が求められることから、認定の手續にて対応するのではなく、知立市空家等の適切な管理に関する条例第10条の規定を適用し、迅速な対応をする。

基準第1号 保安上危険に関する基準

1 建築物等の倒壊

以下に掲げる状態の例であって建築物等の倒壊につながるものを対象として、「特定空家等」又は「管理不全空家等」とであると総合的に判断する。

特定空家等	管理不全空家等
(1) 建築物	
<p><input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 (1/20 超)</p> <p>「傾斜 / 」</p> <p>※傾斜箇所が2階以上の階のみでも同様</p>	<p><input type="checkbox"/> 屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落</p>
<p><input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落</p>	<p><input type="checkbox"/> 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食</p>
<p><input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材（基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の破損、腐朽、蟻害、腐食又は構造部材同士のずれ</p>	<p><input type="checkbox"/> 雨水浸入の痕跡</p>
(2) 門、塀、屋外階段等	
<p><input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜</p>	<p><input type="checkbox"/> 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等</p>
<p><input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

(3) 立木					
□ 倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜	あり	なし	□ 立木の伐採、補強等がなされおらず、腐朽が認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽	あり	なし		あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 擁壁の崩壊

以下に掲げる状態の例であって擁壁の崩壊につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
□ 擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出	あり	なし	□ 擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状	あり	なし	□ 擁壁の水抜き穴の清掃等がなされず、排水不良が認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 部材等の落下

以下に掲げる状態の例であって部材等の落下につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
(1) 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等					
□ ・外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落	あり	なし	□ 外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/> 落下のおそれがあるほどの著 しい外壁上部の外装材、屋根ふ き材若しくは上部に存する手す り材、看板、雨樋、給湯設備、 屋上水槽等の破損又はこれらの 支持部材の破損、腐食等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
(2) 軒、バルコニーその他の突出物		
<input type="checkbox"/> 軒、バルコニーその他の突出 物の脱落	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 軒、バルコニーその他の突出物 の支持部分の破損、腐朽等
<input type="checkbox"/> 落下のおそれがあるほどの著 しい軒、バルコニーその他の突 出物の傾き又はこれらの支持部 分の破損、腐朽等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(3) 立木の枝		
<input type="checkbox"/> 立木の太枝の脱落	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 立木の太枝の剪定、補強がなさ れておらず、折れ又は腐朽が認めら れる状態
<input type="checkbox"/> 倒落下のおそれがあるほどの 著しい立木の上部の太枝の折れ 又は腐朽	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

4 部材等の飛散

以下に掲げる状態の例であって部材等の飛散につながるものを対象として、特定空家
等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等	管理不全空家等
(1) 屋根ふき材、外装材、看板等	

<input type="checkbox"/> 屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<input type="checkbox"/> ・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<input type="checkbox"/> 飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>		
(2) 立木の枝			
<input type="checkbox"/> 立木の大枝の飛散	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<input type="checkbox"/> ・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<input type="checkbox"/> 飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽	<p style="text-align: center;">あり なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>		

基準第2号 衛生上有害に関する基準

1 石綿の飛散

以下に掲げる状態の例であって石綿の飛散につながるものを対象として、「特定空家等」又は「管理不全空家等」であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>

2 健康被害の誘発

以下に掲げる状態の例であって健康被害の誘発につながるものを対象として、「特定空家等」又は「管理不全空家等」であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
(1) 汚水等					
排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	排水設備の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>			
(2) 害虫等					
敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>			

(3) 動物の糞尿等					
敷地等の著しい量の動物の糞尿等	あり	なし	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等への動物の棲みつかり、多量の腐敗したごみ等	あり	なし			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

基準第3号 景観悪化に関する基準

特定空家等			管理不全空家等		
屋根ふき材、外装材、看板等の 著しい色褪せ、破損又は汚損	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	補修等がなされておらず、屋根ふき 材、外装材、看板等の色褪せ、破損 又は汚損が認められる状態	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
著しく散乱し、又は山積した敷 地等のごみ等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	清掃等がなされておらず、散乱し、 又は山積したごみ等が敷地等に認め られる状態	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>

基準第4号 周辺的生活環境の保全への影響に関する基準

1 汚水等による悪臭の発生

以下に掲げる状態の例であって汚水等による悪臭の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）の汚水等による悪臭の発生	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	排水設備の破損等又は封水切れ	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>			

2 不法侵入の発生

以下に掲げる状態の例であって不法侵入の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
不法侵入の形跡	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	開口部等の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>
不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>			

3 落雪による通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって落雪による通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
頻繁な落雪の形跡	あり	なし	通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇	あり	なし	雪止めの破損等	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等					

4 立木等による破損・通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって立木等による破損・通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し	あり	なし	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 動物等による騒音の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等による騒音の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等	あり	なし	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態	あり	なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 動物等の侵入等の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等の侵入等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

特定空家等			管理不全空家等		
周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態	あり <input type="checkbox"/>	なし <input type="checkbox"/>

別表1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

別紙による不良度点数	不良度100点未満	不良度100点以上
_____点	低	高

※木造住宅の不良度の測定基準によりその評点の合計点数により判定する。木造住宅の不良度の測定基準は、国土交通省の示す（空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き）を参考にしたものである。木造以外の構造においては、その都度個別に判定を行うものとする。

木造住宅の不良度の測定基準

評定区分		評定項目	評 定 内 容	評点	最高評点	評点
1	構造一般の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		(2)外壁又	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)基礎、土台、柱、はり又は筋かい	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ウ 基礎、土台、柱、はり又は筋かいの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		(2)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥（はく）落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			イ 外壁が傾斜しているもの、外壁の仕上材料の剥（はく）落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		

		(3)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥（はく）落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥（はく）落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30	
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20		
		(2)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
					合計	
<p>備考</p> <p>1 の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。</p>						

別表2 周辺の生活環境に及ぼし得る又は及ぼす影響の程度を判断する項目

以下に掲げる項目について、特定空家等は現にもたらしめているもの、管理不全空家等は、そのまま放置した場合に予見されるものを総合的に判断する。

判断項目	内容
<p>1 周辺の状況による悪影響の程度</p> <p>空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が被害を受ける状況にあるか否かを判断するための項目</p>	
(1) 距離	隣接する敷地（隣地）までの距離と、空家等の高さの比較
(2) 周辺の建築物状況	密集市街地が位置する場合
(3) 周辺の道路状況	通行量の多い道、国道、県道、市道、通学路、緊急輸送道路等が位置する場合
(4) 周辺の敷地状況	学校、病院及び保育園等の公益上必要な建築物、並びに公園及び商業施設等不特定多数が利用する施設が位置する場合
<p>2 空家等の状況による悪影響の程度</p> <p>空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象が、周辺の建築物や通行人等にも及び得る状況にあるか否かを判断するための項目</p>	
(1) 健康被害を及ぼす可能性	他法令等における規制範囲等を鑑みたくえて、周辺に与える悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるおそれのある状態
(2) 防犯上危険となる可能性	周辺に与える悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるおそれのある状態